

要 求

一 労働組合の発展を促すため、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を要求する。
 二 労働者の健康と安全を確保し、労働環境の改善を要求する。
 三 労働者の生活水準を向上させ、社会福祉の充実を要求する。
 四 労働者の教育と訓練を促進し、技術的進歩を要求する。
 五 労働者の意見を尊重し、労働組合の発展を支援する。

労働組合の発展を促すため、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を要求する。

財団法人協働会大阪支所

一 臨時休業手当を五分に復舊
 二 一ヶ月皆勤賞與（日給三分）の復活
 三 非人格的言動を慎むこと
 四 争議に入りたる十八名の職工に他ノ職工ニ同情罷業ニ入ルコトヲ強要シタル爲メ之ニ同情シタル職工二百七十七人（内女八十三人）ハ廿一日早朝カラ一齊ニ同情罷業ニ移リタルガ争議ニ經驗ヲ有シナイ松田幸一ハ日本大衆黨兵庫縣尼ヶ崎支部ニ應援ヲ依頼シタル處同支部ヨリ幡録道夫、大山俊、橋詰不二緒、佐々木某ノ四名、二月二日和歌山ニ至リ争議指導者トナリ會社ニ抗争シタガ會社側ハ頑強ニ對抗シタル爲メ争議團ノ状態ハ旗色悪ク期スルニ争議ニ經驗ナキ罷業職工ハ追々會社ニ入場スルノ結果七日ニ至リテハ罷業團ハ僅カニ誠首者ヲ加ヘ男工七十六名女工十四名ヲ算スルニ至リタル爲メ應援